

長野上水内中学校体育連盟規約

第1章 名称及び事務局

第1条 この連盟は、長野上水内中学校体育連盟という。

第2条 この連盟の事務局は、長野市内中学校におく。

第2章 目的及び事業

第3条 この連盟は、長野上水内の中学生が、体育スポーツを通じて、健全な発展を図ることを目的とする。

第4条 この連盟は、前条の目的を達成するために、長野県中学校体育連盟（県中体連）と緊密な連携をとり、次の事業を行う。

- 1、中学校体育に関する研究調査
- 2、中学校体育講習会の開催
- 3、中学校体育大会の開催
- 4、中学校体育に関する諸団体との連絡提携および、県・地区中体連との連絡
- 5、その他、この連盟の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

第5条 この連盟は、長野上水内の全中学校をもって組織する。

第4章 役 職 員

第6条 この連盟に、次の役職員をおく。

会長	1名
副会長	1名
委員長	1名
副委員長	4名
評議員	各中学校から1名
幹事	4名
専門委員	若干名

役職員の人数を増やす場合は、評議員会で決定する。

第7条 役職員は、次の方法で選出する。

- 1、会長は、長野上水内中学校長会長をもってこれにあてる。
- 2、副会長は、長野上水内中学校長会副会長をもってこれにあてる。
- 3、委員長は、評議員会において長野上水内中学校長会の中から選出する。
- 4、副委員長は、評議員会において中学校長以外の教職員から選出する。
- 5、専門委員は、長野上水内中学校から中学校長以外の教職員を選出する。
- 6、評議員は、各中学校長をもってこれにあてる。
- 7、幹事は、長野上水内中学校教頭、長野市教育委員会学校教育課係長をもってこれにあてる。
- 8、専門委員は、種目で選出された教職員を会長が委嘱する。

第8条 役職員の任務

- 1、会長は、この連盟を代表して会務を統轄する。
- 2、副会長は会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代行する。
- 3、専門委員は専門委員会を構成し、評議員会の議決にもとづいて会務を執行する。
- 4、委員長は、専門委員会を代表する。
- 5、副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるときはその職務を代行する。
- 6、評議員は評議員会（校長会）を構成し、次の事項を議決する。
 - (1) 県中体連評議員および正副委員長の選出に関する事。
 - (2) 予算、決算に関する事。
 - (3) 事業計画に関する事。
 - (4) その他重要事項。
- 7、幹事は、この連盟の事務をつかさどる。

第9条 役員任期は1ヶ年とする。ただし重任を妨げない。補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会 議

第10条 この連盟の会議は、評議員会、専門委員会として必要に応じ会長が招集する。

付 則

この規約は、平成29年4月1日より施行する。